～市民参画条例の概要を確認してみましょう。～

◇◇◇総則（第１章）◇◇◇

目的（第１条）

１　市民参画に関する基本的な事項を定め、市政への市民参画を推進します。
２　市民と市との協働によるまちづくりを進めます。

言葉の意義（第２条）

１　市民参画　市の基本的な計画などを策定する時に、市民の皆さんが意見を述べたり、提案をしたり、計画などを行政と一緒に作り上げていくことです。
２　協働　　３　市民活動
４　審議会　　５　市民説明会　｝省略（８Ｐに記載）
６　市の機関

市民参画の基本原則（第３条）

１　市民の自主性が尊重されるとともに、すべての市民が参画できます。
２　市民と市の市政に関する情報を共有することにより行わなければなりません。
３　市民と市がまちづくりの協働のパートナーとして、相互の役割と責任を理解し、尊重しながら行わなければなりません。

市民の役割（第４条）

１　まちづくりの主体として、自らの発言と行動に責任を持って市民参画を行うよう努めます。
２　特定の個人や団体の利益でなく、市民全体の利益を考慮して市民参画を行うよう努めます。
３　市政への関心を高めるとともに、市民活動に関して理解を深め、促進するよう努めます。

市の役割（第５条）

１　市民に対して、市民参画の機会を積極的に設けるとともに、説明責任を果たすよう努めなければなりません。
２　市政に関する情報を公平、的確かつ迅速に提供し、市民と情報を共有するよう努めなければなりません。
３　市民の意向を把握し、市の施策へ反映させるよう努めなければなりません。
４　市民活動に協力し、促進を図るよう努めなければなりません。

◇◇◇市民参画手続の実施（第２章）◇◇◇

通則（第１節）

市民参画手続の対象（第７条）

具体例はP9～10参照

- 総合振興計画などの市の基本的な政策を定める計画の策定
- 個別行政分野における施策の基本的事項を定める計画の策定
- 憲章、宣言などの策定
- 市政に関する基本方針を定める条例の制定改廃
- 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃
- 市民生活に重大な影響を与える制度の導入改廃
- 広く市民に利用される建物などの建設に係る基本的な計画の策定変更
- その他特に市民参画手続をとることが必要なもの

対象外事項（同条第２項）

- 市税の賦課徴収
- 金銭の徴収に関わるもの
- 法令の基準に基づき行うもの
- 政策的な判断を要しないもの
- 市の機関の内部にのみ適用されるもの
- 緊急を要するもの

市民参画手続の公表（第８条）

- 担当窓口での供覧又は配付
- 広報誌への掲載
- ホームページへの掲載
- その他効果的な周知方法

市民参画手続（第６条）

- 審議会（第２節）［第 11～16 条］
- パブリック・コメント（第３節）［第 17～20 条］
- 市民説明会（第４節）［第 21～22 条］
- 地域ヒアリング（第５節）［第 23～25 条］
- ワークショップ（第６節）［第 26～27 条］
- 市民討議会（第７節）［第 28～30 条］
- 住民投票（第８節）［第 31～32 条］

- １つ以上実施（同条の２）
- より多くの市民の意見を求める必要がある場合⇒複数の手続を併せて実施（同条の３）

実施時期（第９条）

- 対象となる事項の性質や影響、市民の関心度⇒を考えて、適切な時期に実施

意見の検討（第１０条）

- 提出された意見を総合的かつ多面的に検討⇒意見の反映など

◇◇◇市民参画の推進のために（第３章）◇◇◇

市民参画の推進（第３３条）

・市民参画手続の対象となる事項以外でも、常に市民参画を推進する姿勢を持って、市政運営にあたります。

市民の意見の把握（第３４条）

・市民参画手続のほか、適切な方法によって、市民の意見の積極的な把握に努めます。

推進体制（第３５条）

・市民参画を推進するため、必要な体制を整備します。

調査研究（第３６条）

・市民参画の推進に関する調査研究を行います。

実施予定と実施状況の公表（第３７条）

・毎年度、その年度の実施予定と前年度の実施状況を公表します。

・実施予定を公表する時は、「吉川市市民参画審議会」の意見を聞くものとします。（３７条第２項）

◇◇◇市民参画審議会（第４章）◇◇◇

（第３８～４０条）

・市民参画の推進に関する基本的施策や重要な事項を調査審議する「吉川市市民参画審議会」を設置します。（委員１０名以内）

所掌事務

①市民参画手続の運用に関すること

②条例の見直しに関すること

③その他市民参画に関する基本的な事項

大切なのは「市民参画意識」。
手続事務のみに追われることなく、「市民の声を聴く」姿勢を常に持ちましょう。

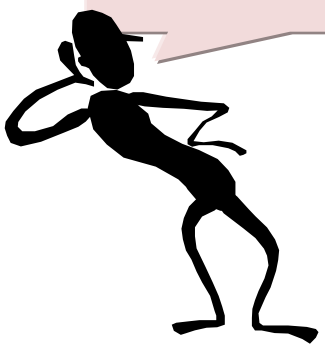

◇◇◇雑則（第５章）◇◇◇

条例の見直し（第４１条）

委任（第４２条）